

古商工発第557号
令和5年3月6日

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

労働安全衛生法第59条3項の規定に基づき、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止器具のうちフルハーネス型を使用して行う作業に係る業務に従事する者は(ロープ高所作業に係る業務を除く。)当該業務に関する安全衛生のための特別教育を実施しなければならないとされています。

つきましては、下記事項にご留意の上、受講申込いただきますようご案内申し上げます。

1. 受講対象者

高所作業の業務に従事する満18才以上の方(受講日現在)

2. 開催日時及び会場

開催日時	講習会場
令和5年4月20日(木) 8:30~16:30	古河市商工会三和事務所 (古河市仁連 2053-1)

3. 講習科目及び時間割

	科目	時間
学科	オリエンテーション(8:30~)	10分
	作業に関する知識	1時間
	墜落制止用器具に関する知識	2時間
	労働災害防止に関する知識	1時間
	関係法令	30分
実技	墜落制止用器具の使用方法	1時間30分
	修了証交付(16:30頃予定)	合計 6時間

4. 受講料 (会員) 7, 200円 (非会員) 8, 000円

※テキストは当日貸出します。

5. 定員 40名 ※定員になり次第締切ります。

(古河・境・五霞町商工会共催での定員です。受講希望者が10名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。)

6. 受講申込方法

下記書類を古河市商工会総和事務所・三和事務所に持参の上、お申し込みください。

①受講申込書 (商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)

②受講料

③証明写真 1枚 (縦3cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの)

7. 修了証の交付

全科目修了者には「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」修了証を即日交付します。

8. その他

①当日は本人受講の確認のため、本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード等) の持参をお願いします。

②受講票、テキストは受付会場でお渡しします。

③無断で欠席された場合、受講料金は返還しません。

④実技講習もごさいますので、フルハーネス型安全帯 (但し、お持ちでない方は貸出しします。)、保護帽 (ヘルメット)、長袖作業服、安全靴等の準備をお願いします。(雨天時、雨具)

⑤記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

⑥遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。

⑦講習中はスマートフォン・携帯電話の電源を切るか、マナーモードにして下さい。

⑧新型コロナウイルスの予防、感染拡大防止の為に手洗い消毒及びマスクの着用をお願いします。

9. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田 TEL 0280-92-4500